公　　示

九　州　運　輸　局　長
令　和　8　年　11　月　2　日

道路運送法施行規則第15条の6の規定により、下記事案を公示する。
なお、道路運送法施行規則第15条の7に該当する利害関係人であって、意見の聴取の申請をしようとする者は、次の事項を記載した申請書を令和8年11月13日までに、九州運輸局又は運輸支局に提出されたい。

1. 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
2. 事案の件名及びその番号
3. 意見聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
4. 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

記

（公示番号　九運公第90号）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止又は廃止に係る事業計画変更届出

事案番号	休止又は廃止の別	申請者	届出路線		粁程	休止又は廃止の予定日	休止又は廃止の理由	備考
			起　点	終　点				
熊8廃2	廃止	産交バス株式会社	熊本県球磨郡五木村甲2997-47先	熊本県球磨郡五木村甲2672-80先	0.60	R9.4.1	新たなコミュニティ交通が運行するため。	
			熊本県球磨郡五木村甲2997-47先	熊本県人吉市願成寺町398-6先	28.50			
			熊本県球磨郡相良村深水2130先	熊本県球磨郡相良村深水1205-1先	0.90			
			熊本県球磨郡山江村山田乙1298-1先	熊本県球磨郡相良村柳瀬67先	1.30			
			熊本県人吉市願成寺町1316先	熊本県球磨郡相良村柳瀬124-3先	4.10			